

令和4年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和4年6月24日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第34号議案 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第35号議案 幸田町税条例等の一部改正について
- 第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
- 第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第38号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第39号議案 工事の請負契約について（非常用発電機更新工事）
- 第40号議案 工事の請負契約について（（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事）
- 第41号議案 工事の請負契約について（南部地域包括支援センター建設工事）
- 第42号議案 財産の取得について（資機材搬送車）
- 第43号議案 財産の取得について（教員用パソコン）
- 第44号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第3号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第6号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第9号 福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 議員提出議案第2号 議会基本条例制定特別委員会の設置について
- 日程第4 特別委員会委員の選任について

日程第5 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君
16番 足 立 初 雄 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	参事（感染症対策担当） 金 澤 一 徳 君
環境経済部長 鳥 居 栄 一 君	事 業 調 整 監 兼 建 設 部 長 羽 根 洵 闘 志 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君
教 育 部 長 吉 本 智 明 君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 石原 昇君、3

番 都築幸夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第34号議案から第44号までの11件と陳情8件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和4年6月24日

議長 足立初雄様

委員長 杉浦あきら

令和4年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第34号 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

幸田コミュニティホームを置することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 幸田町税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 幸田町都市計画税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第39号 工事の請負契約について（非常用発電機更新工事）

非常用発電機更新工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 工事の請負契約について（（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事）

（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 財産の取得について（資機材搬送車）

資機材搬送車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 財産の取得について（教員用パソコン）

教員用パソコンの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部、歳出15款・55款

第1条、歳入全部、7,511万6,000円減額、歳出、15款総務費、2億2,680万円減額、55款教育費、1,305万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる賃金と労働環境を整備することを始め、4項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、住民の暮らしと命、安全・安心を守るために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回することを始め、3項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充することを始め、7項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、消費税率を5%に引き下げるとともに大企業や富裕層への適正な課税を行うことを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

愛知県に対し、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないことを始め、3項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

陳情第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを始め、3項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。
以上です。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和4年6月24日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和4年第2回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第37号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第38号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

高力集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 工事の請負契約について（南部地域包括支援センター建設工事）

南部地域包括支援センター建設工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳出20款

第1条、歳出、20款民生費、1億3,863万4,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第9号 福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現することを始め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 陳情2号についてお伺いをいたします。

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情でありますけれども、幸田町では、今年の12月議会に公契約法を制定をしたところでございます。国におかれましてもやはり早期に法律を制定していただきたい、こういう陳情でございますので、なぜそれが、ほかの委員さんの意見はどうであったのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） 委員の方からはいろいろな意見が出ておりました。これは、まず1つ目としましては、労働基準法で賄われているということとか、公共サービス基本法において最低賃金が決まっているからいいのではないかということとか、それとか、あとは労働者等に関わる問題であるのでいいのではないかという、そのような意見が委員からは出ておりました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この公契約法につきましては、公共サービスの質の確保等をうたっているものであります。国ではなかなか進まない、そうした点で地域におきまして公共サービスの質の確保や、あるいは労働者の雇用、そういうものをきちんと整備をしていくために公契約条例というのが地方自治体において進められているところであります。そうした観点から、その御意見というのはなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 10番、杉浦君。

○10番（杉浦あきら君） そのような観点での質問はありませんでした。

○議長（足立初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案11件と陳情8件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてで

あります。

今回、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでありますが、現行99万円を102万円に、3万円の引上げとなっております。内容は、医療分の基礎課税額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にとそれぞれ引き上げるものであります。幸田町の国保税は既に非常に高い状況であり、払いたくても払えない国保税となってきたのは事実であります。今回の条例改正によって影響を受ける世帯は41世帯で、影響額は200万9,100円のアップということになります。説明では、限度額を引き上げることによって、中間所得者層の負担軽減が図られると言います。しかし、限度額が引き上げられる世帯も高所得者世帯ではなく、所得の1割を超える重い国保税負担となっていることを見れば、国保加入者間で負担割合を変えることで、中間所得者層の国保税引下げを解決できるものではありません。限度額を引き上げることによって、全体の国保税の負担額も上がっていきます。それが、払いたくても払えない国保税となっているのではないのでしょうか。コロナ禍の中、物価高騰など負担増が押し寄せる大変なとき、国の限度額引上げに沿って引き上げるのではなく、据え置く考えはなかったのか。町民生活を守る立場から一般会計からの法定外の繰入れを増額することで、国保税の引下げを行うことを求めるものであります。今回、税率引上げが行われず、据え置かれたことには評価をいたします。

以上を述べ、反対討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 賛成討論であります。

陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情内容は、国に対して、公契約事業従事者の適正な賃金、労働条件と雇用の安定継続を保障する公契約法の制定を求めるものであります。公共サービスの質の確保、不安定雇用、官製ワーキングプアなど、いまだに解消されていない面もあり、早期に制定をと陳情は繰り返されており、国に対して意見書の提出が求められます。幸田町では、昨年12月議会で公契約条例が制定されており、このことからこの陳情に対し賛成するものであります。

陳情第3号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情であります。

どこで働いても正規・非正規にかかわらず8時間働いて残業なしで週休2日で暮らせる社会を作ることは、政治の責任であります。コロナ禍は女性や非正規労働者などを襲い、倒産、失業と生活の糧さえなくなる事態もあり、格差社会が拡大をしております。そして、ダブルワーク・トリプルワークで働かなければ生活できない事態にもなっています。公務員や正規労働者も残業は当たり前で、8時間労働では生活できないのが実態です。長時間過密労働を改善して安心して暮らせる社会にしていくなためにも、正規も、

非正規も1日8時間働けば暮らせるように、労働環境を整備していくことを求めるためにも国に意見書を提出するよう求めます。

陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情であります。

国の行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）によって、国の行政機関では定員削減のため正規職員を増やすことができず、非正規公務員が多くなっています。非正規公務員の処遇改善を目的に、会計年度任用職員制度が2020年から導入をされました。しかし、賃金は低水準で、雇い止めなど不安定雇用であります。公務員は、戦後もなくストライキ禁止などの弾圧を受けた歴史があります。国際労働機関ILOから基本権付与についての勧告を11回も受けるなど、公務員の勤務条件改善のためには労働基本権が不可欠ではないでしょうか。コロナ禍で公共サービスの拡充が求められています。人員増と正規雇用、公務の拡充を進めていくためにも、国に意見書提出を求める陳情に賛成であります。

陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情であります。

コロナ危機の下、国民の命と生活をいかに守るかが求められている中、自粛と保障をセットで求める国民の切実な要求に耳を貸さぬ政府の対応が厳しく批判をされました。自粛への保障・支援は極めて不十分でした。地方自治体では、地方財政の拡充を要求し続けているのが実態です。岸田政権の看板政策であるデジタル田園都市国家構想の大部分は、マイナンバーカードの普及であります。国は、2023年度からマイナンバーカードの普及状況に応じ、国が自治体に配る交付金に差をつける方針を明らかにしました。普及率の高い自治体を財政面で優遇し、普及が進んでいない自治体と格差をつけるとしています。財源不足を補う地方交付税は全く意味が違うものではないでしょうか。幸田町は不交付団体でありますので、一般財源化として、本来国が負担すべき財源まで削られているのが実態であります。さらに、新たな国の施策に必要な財源は、国の責任において確保すべきものであります。住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう、地方財政を拡充することを求める陳情に賛成をするものであります。

陳情第6号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情であります。

インボイス制度は、自民・公明政権が消費税を10%に引上げをした2019年10月に、増税から4年後の2023年10月から導入を決めました。実施が迫るにつれて負担増の影響を受ける人たちの深刻さが浮き彫りになり、とりわけインボイス負担増がシルバー人材センターを直撃することが大問題となっており、3月議会にシルバー人材センターから陳情が提出をされ、国に対して意見書を提出をいたしました。これまで消費税の納税を免除されてきた小規模の事業者に必要な税負担がのしかかるインボイス制度は、今、帳簿で行っている税の計算をインボイスを使って納税することが義務づけられますが、シルバー人材センターの会員は請負などの契約で働いているため、消費税法上は事業者として扱われます。会員は事務負担からも経済負担からもとてもインボイスを発行する課税業者になることはできません。シルバー人材センターは、仕入れ税額控除ができなくなり、センターの負担で納税することになり、新たな税負担はまさに運営

の死活問題であります。また、インボイス導入で免税事業者が取引中止や不当な値下げを迫られたり、申告納税制度が破壊されて徴税強化につながりかねません。コロナ禍や物価高で大変なとき、国民の暮らしが脅かされております。消費税は低所得者ほど重い負担で、逆進性の強い税であります。景気回復のためにも、消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度の中止を求めて、陳情に賛成をいたします。

陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情であります。

1年単位の変形労働時間制とは、業務が多いときとそうではないときを見込み、それに合わせて労働時間を配分するもので、恒常的な時間外労働がないことを前提とする制度であります。この制度は、2019年に成立した給特法改正で導入されるものであります。しかし、学校においては、恒常的に時間外勤務が行われ、過労死ラインを越えることもあるなど、長時間労働は当たり前という深刻な状況であります。教員は3K職場とも言われ、若い世代で教員のなり手不足も深刻な状況となっております。学校では緊急の打合せや子どもの指導、保護者対応など、1日平均11時間勤務を強いられ、時間外労働を規制する手段を奪われている教員への導入は、一層の長時間労働を加速させるものであります。県に対しては、教職員の長時間過密労働の解消、少人数学級の実施など、教員の確保など意見書の提出をすべきであり、この陳情に賛成するものであります。

陳情第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情であります。

物価が高騰し、賃上げの実現が以前にも増して切実になっております。実質賃金は、1997年から2021年の間に年収で61万円も減り、この30年間に名目賃金がほとんど伸びていないことに加え、急激な物価高でさらに賃金を目減りさせております。アベノミクスの下、法人税減税など大企業優遇措置で大企業の内部留保は466兆円に膨れ上がりました。賃上げには大企業の内部留保の活用が決定的ではないでしょうか。最低賃金は、現在、全国加重平均で930円、年1,800時間働いたとしても約170万円にとどまります。最も高い東京で1,041円、愛知県は955円、最低の県は820円であります。全国どこにいてもどこで働いても全国一律最低賃金制度を実現すれば、地方から都市部への人口の流出を抑えることができます。さらに安心して暮らすことができるためには、最低賃金のアップを時給1,500円に引き上げると年270万円になります。かぎは中小業者支援であります。全ての企業が賃上げできるようにするには、中小企業支援を拡充することです。そのためにもこの陳情を採択し、国に対して意見書を提出することが重要であり、この陳情に賛成します。

陳情第9号 福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情であります。

コロナ禍で、子どもの成長と父母の就労を支える保育所の役割は重要であります。しかし、保育労働者の賃金水準や職員配置基準がふさわしいものになっていません。国の保育士配置基準は、0歳児3人に保育士1人、1・2歳児は6対1、3歳児は20対1、4・5歳児は30対1で、国は、この基準を70年以上変えておりません。さらに、発

達の面で支援の必要な子どもが増えているとの指摘があります。子どもの保育時間は長くなっているのに、基準は変わりません。世論に押されて岸田政権は、ケア労働者の賃上げとして、保育労働者1人当たり9,000円を補助をしましたが、全員が支給対象とならず、子どもを守るため園で独自に配置している職員にも配分するとなると、1人当たり2,000円から3,000円にしかありません。賃金を全産業平均並みに引き上げられる公定価格と実態に見合う配置基準への抜本的な改定が求められます。社会を支える大切なエッセンシャルワーカーであり、公共性の高い仕事でもあり、離職しない取組をしていくためにもこの陳情を採択し、国に対して意見書を提出するよう求めて、賛成討論といたします。

[8番 丸山千代子君 降壇]

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案11件と陳情8件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

最初に、第34号議案 幸田町コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第37号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第38号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第39号議案 工事の請負契約について（非常用発電機更新工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 工事の請負契約について（（仮称）幸田南部まちづくり交流拠点施設建設工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 工事の請負契約について（南部地域包括支援センター建設工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 財産の取得について（資機材搬送車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 財産の取得について（教員用パソコン）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員

長報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第8号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、議員提出議案第2号 議会基本条例制定特別委員会の設置についてを議題とします。

議案提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議案書の朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書1ページをお開きください。

議員提出議案第2号 議会基本条例制定特別委員会の設置についてであります。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり、所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

令和4年6月24日

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
	〃	田境毅
	〃	鈴木久夫
	〃	黒木一
	〃	丸山千代子
	〃	稲吉照夫
	〃	杉浦あきら

提案理由

議会基本条例を制定するために調査研究行う必要があるから。

2ページをお願いいたします。

議会基本条例制定特別委員会の設置に関する事項

1 委員会の名称 議会基本条例制定特別委員会

2 委員の定数 7名

3 付議事件 議会基本条例制定の調査研究に関する事項

4 設置の期間 令和4年6月24日から調査研究終了の日まで、閉会中も継続して行うものといたします。

以上、議員提出議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第2号について質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いをいたします。

議員提出議案第2号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第2号 議会基本条例制定特別委員会の設置についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長(足立初雄君) 日程第4、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時 分

○議長(足立初雄君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

議会基本条例制定特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議会基本条例制定特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいまから、議会基本条例制定特別委員会において、正・副委員長の互選を行っていただきますので、第1委員会室へお集まりください。

委員長互選までの職務は、年長の委員である稲吉委員にお願いします。

委員長は、選出結果を議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。

特別委員会の委員は、第1委員会室へ移動し、互選を行ってください。10分後に放送を流しますので、議場に参集お願いします。正・副委員長の委員が記載された構成表を配付いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時05分

○議長（足立初雄君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、議会基本条例制定特別委員会委員により、正・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

議会基本条例制定特別委員会委員長 藤江徹君、副委員長 田境毅君。

以上であります。

ここで、委員長の御挨拶を承ります。

15番、藤江君。

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） 改めましてこんにちはというんですか、おはようございますというか、改めまして御挨拶申し上げます。

先ほど新たに設置されました議会基本条例制定特別委員会、この委員長に皆さんからの互選により選任されました。非常に身の引き締まる今の思いであるとともに、この議会基本条例につきましても、私自身まだまだ非常に勉強不足であることは否めません。しかしながら、幸田町議会にとって非常に重要である、大切なものであるというふうに私は感じております。したがって、提案理由にもありますとおり、議会基本条例を制定するに当たっての調査研究、これにつきましては委員の皆様方、並びに議員全員の皆様方の御支援並びに御助言を頂きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

〔15番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。



日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、閉会中の委員会行政視察の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおりであります、ミスプリがありましたので訂正をお願いいたします。

一番下の段の8月5日の次の括弧内、（木）となっておりますが（金）に訂正をお願いいたします。訂正いただいたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

福祉産業建設委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いた

い旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された案件中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和4年6月7日招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時09分

○議長(足立初雄君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和4年第2回の幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月7日から本日まで、18日間にわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、5名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

1点目であります。新型コロナウイルス感染症への対応でございます。全国的に、新規感染者数は落ち着いてきておりますので、町内の地区集会施設におきましても町民の皆様からの御要望にお応えすべく、カラオケ機器の利用を再開させていただきました。しかし、まだ気を緩めることはできませんので、一日も早く「日常」を取り戻せるよう事業展開をしてまいります。

ワクチンの4回目の接種につきましては、公共接種型では7月からの開始を予定しております。重症化予防の観点から、接種を希望する全ての方が安心して受けていただけるよう、その体制の確保をまいります。

2点目でございます。参議院議員通常選挙の件でございます。

昨日から期日前投票が始まっております。7月10日の投開票に向け、事務を進めているところであります。投票率向上に向け、啓発に力を入れてまいりたいと思います。

梅雨の折から、天候が不順で蒸し暑い日が続くかと思いますが、議員の皆様方におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 議員各位におかれましては、公私とも何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また議事の進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会だより用の写真撮影を、午前10時20分から第1委員会室で行いますので、議会基本条例制定特別委員会の委員の方は、御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年6月24日

議 長

議 員

議 員